## 令和7年11月19日付け公告の内容

このたび、呉市の一部を地域とする県営土地改良事業(区画整理事業 日之浦地区)の事業計画変更にあたり、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第88条第18項において準用する法第87条の3第6項に規定する事業計画概要等について呉市長と協議したいので、法第88条第18項において準用する法第87条の2第8項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業計画変更の概要書を次により縦覧に供するので、 意見のある者は令和7年12月9日までに広島県知事へ意見書を提出されたい。